○国土交通省告示第六百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員
四国横断自動車道阿南四万十線	観音寺市古川町字山ノ前九一七番一から同市新田町字粟屋二一九〇番一まで	前	最大 一九三（メートル）
			最小 三六（メートル）
		後	最大 一九二
			最小 一九三
			三六

○国土交通省告示第六百九十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年五月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5534号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	SW—J—F03	株式会社シーウルフマリン	気室生地の材質仕様の追加及びガス容器の仕様の追加
第5535号	〃	SW—J—F06	〃	〃

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
神戸市須磨区須磨浦通一丁目一番地内	四・三一（メートル）	〇・三一〇（キロメートル）	電柱
四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所			

○近畿地方整備局告示第九十三号

令和八年六月十七日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

	届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
一	道路の種類　一般国道		
二	路線名　二号		
三	沿道区域		
	区間		
	神戸市須磨区須磨浦通一丁目一番地内（神戸市須磨区須磨浦通一丁目一番地内）	一般国道二号	電柱
四	図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所		

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

産業技術力強化法の一部を改正する法律

議案提出

六月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（和田政宗外三名提出）

議案通知書受領

六月十二日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

報告書及び文書受領

六月十二日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「令和八年度高齢社会対策」についての文書

障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度障害者施策の概況」に関する報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和八年度交通安全施策に関する計画」の報告

消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和七年度消費者政策の実施の状況」に関する報告

消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和七年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された条約に関する報告書

国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された勧告に関する報告書

又同日会計検査院長原田祐平から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「地方財政計画の事後検証等の状況について」

参議院

議案受領（予備審査）

六月十二日衆議院から次の議案が送付された。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第一三号）

議案付託

六月十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

決算委員会に付託

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託

議決通知

六月十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

産業技術力強化法の一部を改正する法律案